# 「かつしか食べきり協力店」実施要領

### 1 目的

この要領は、食べ残しなどによる「食品ロス」の削減に取り組む飲食店や小売店等を「かつしか食べきり協力店」(以下「協力店」という。)として葛飾区(以下「区」という。)が登録するとともに、その取組みを広く紹介することで、事業者、消費者等の食べきりの推進に向けた意識啓発を図り、資源循環型地域社会の構築に資することを目的とする。

# 2 対象事業者

葛飾区内で営業する飲食店、小売店等(以下「店舗」という。)とする。

### 3 登録要件

次に示す項目のうち、1項目以上を実践し、食品ロス又は食品廃棄物の削減に取り組んでいると区長が認めた店舗を協力店として登録する。

(1) 希望量に応じた食事の提供

例:小盛りメニュー、ハーフサイズメニューの設定 など

(2) 食べ残し削減のPR活動

例: PRポスターなどの掲示による啓発、店員による適量注文の呼びかけ、 宴会時などの食べきりの呼びかけ など

(3) 食料品販売での対応

例:量り売り・ばら売りの実施、規格外品や賞味期限・消費期限間近の食品の 値引き販売 など

(4) 上記以外の食品ロス削減の工夫

例: 堆肥化・資源化の取組、食材の使い切りの取組、フードバンクへの 食糧提供 など

#### 4 協力店の役割

- (1) 協力店は登録した取組項目・内容を積極的に実践し、生ごみの発生抑制に努めるものとする。
- (2) 協力店は、交付されたステッカー等の啓発物を店舗に掲示し、来店者へ食品ロスの問題やこの取組について周知に努めるものとする。
- (3) 協力店は、区が実施する取組に関する調査等に協力するものとする。

# 5 申請方法

協力店に登録を希望する店舗の代表者(以下「申請者」という。)は、「かつしか食べきり協力店」申請書(様式1)を葛飾区長(以下「区長」という。)へ提出しなければならない。

# 6 登録承認

区長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた ときに登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対して登録証等を交付する。

#### 7 登録店舗の紹介

区は、登録店舗での取り組み内容について区ホームページ等で紹介する。なお、申請 者は申請した時点で店舗情報を区ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

#### 8 登録内容の変更等

### (1) 登録の変更

協力店は、登録内容に変更が生じた場合はすみやかに「かつしか食べきり協力店」 内容変更届(様式2)に必要事項を記入し、区長に提出するものとする。

# (2) 登録の廃止

- ① 協力店は、登録要件を充たさなくなった場合や、協力店の役割を履行しない場合、または店舗を廃止するなどの理由で取組みを中止する場合は、「かつしか食べきり協力店」登録廃止届(様式3)を区長へ提出するものとする。
- ② 登録を廃止した協力店は、速やかに交付された啓発物の掲示及び協力店である旨の表示を取りやめるのものとする。

# (3) 登録の抹消

- ① 区長は協力店が登録要件を充たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- ② 登録を抹消された協力店は、速やかに交付された啓発物の掲示及び協力店である旨の表示を取りやめるのものとする。

#### 9 損害補償等の責任

区長は、「かつしか食べきり協力店」の表示利用又は区公式ホームページ等への掲載 にあたり損失が発生したときの補償等については、一切の責任を負わないものとする。

#### 附則

この要領は、平成30年4月19日から施行する。